

# 生ごみ減量プログラム業務委託事業者募集要項

## 1 委託件名

生ごみ減量プログラム業務委託

## 2 プロポーザル方式実施の趣旨

本業務は、区の食品ロス削減・生ごみ減量事業を、食に関わる3つの過程(入手・消費・処分)に分類しパッケージ化した「生ごみ減量プログラム」の業務委託です。区では、令和8年3月に「板橋区一般廃棄物処理基本計画 2035」を策定することとなっており、基本計画に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を策定します。本計画における目標の達成に向け、区民や事業者が「自分ごと」として生ごみの減量や食品ロスの削減に取組めるよう、行動を後押しできるような施策を展開していくことを目指します。

当該業務は、本プログラムに位置付けられているキャンペーンの企画や運営、啓発物や周知媒体のデザインやPR戦略に関する提案等、企画サポートを目的としており、価格だけではなく、実績・専門性・技術力・企画力等を総合的に判断して事業者を選定します。

## 3 委託予定期間

契約締結日(令和8年5月予定)から令和9年3月31日まで

## 4 委託内容

別紙 生ごみ減量プログラム業務委託仕様書(案)のとおり

## 5 契約上限額

3,790,600円(税込)

## 6 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしていることを参加資格要件とします。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)最近1年間の国税、都道府県税及び区市町村税を滞納していないこと。
- (3)東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱(平成17年3月31日区長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (4)参加者又はその役員等が以下の項目に該当しないこと。
  - ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。
  - イ 暴力団員等を雇用している。
  - ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
- (5)提案金額が契約上限額の範囲内であること。
- (6)提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 7 スケジュール(予定)

内 容	期間等
公募期間・申込受付期間(参加申込書及び企画提案書等提出期限)	令和8年2月 9日(月) 令和8年2月 20日(金)17時まで
募集に関する質問受付	令和8年2月 9日(月) 令和8年2月 12日(木)16時まで
募集に関する質問の回答	令和8年2月 16日(月)
1次審査(書類審査)	令和8年2月 24日(火)~
1次審査結果通知	令和8年3月 5日(木)
2次審査(プレゼンテーション)	令和8年3月 19日(木)
2次審査結果通知・公表	令和8年3月 26日(木)

## 8 参加申込手続

### (1)提出書類・必要部数

- ① 参加申込書(様式 1-1)
- ② 業務受託実績表(様式 1-2) 及び実績を証明する書類(契約書の写し等)
- ③ セキュリティ対策、各種認定の取得状況一覧(様式 1-3)
- ④ 見積書
- ⑤ 会社概要(会社案内パンフレット等)
- ⑥ 企画提案書
- ⑦ 国税、都道府県税及び区市町村税の納税証明書(直近のもの) 1通
- ⑧ 1次審査結果通知送付用 長3封筒 1枚 ※宛名・結果通知先の住所を記載し 110 円切手を貼付

#### 留意事項

- ・①～⑥の書類は、社名の記載があるものを正本として1部、副本として参加者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を除いたものを10部提出してください。
- ・正本、副本とも提出書類ごとにインデックス等で区切り、ファイルに綴ったものを1部として提出してください。(製本はしないこと。)
- ・①～⑥は、データを CD 又は DVD に格納し、紙媒体と併せてご提出ください。

### (2)提出方法・提出場所

・「17 提出先・問い合わせ窓口」へ直接又は簡易書留にて提出してください。

・本提案における資料等は区ホームページからダウンロードしてください。

【URL】<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/proposal/boshu/1060983.html>

・提出した書類は返却しません。

・閉庁日の提出はできません。

### (3)提出期限

令和8年2月20日(金)17時必着

### (4)費用

本プロポーザル方式に係る書類作成等の費用については、全て参加者の負担とします。

### (5)注意事項等

提出後の企画提案書等の訂正・追加及び再提出はできません。

### (6)2次審査

2次審査では、参加申込時に提出いただいた企画提案書をもとにプレゼンテーションを行つていただきます。プレゼンテーションの詳細については、1次審査結果通知時に案内します。なお、2次審査においても企画提案書等の訂正、追加資料の提出、資料の配付は認めません。

## 9 企画提案書の作成要領

業務委託内容に定める事項を達成するために必要な内容などについて記載してください。企画提案書はA4判横30ページ以内(両面印刷)で、以下の内容を盛り込み提案してください。提案者の特定できる情報等、区の判断により、該当箇所を削除することがあります。

〈企画提案書に記載する内容〉

- 1 キャンペーン全体の展開方法
- 2 各チャレンジの効果的なPR戦略の提案
- 3 各啓発媒体の効果的なデザインの提案
- 4 ナッジ理論の活用事例及び活用方法の提案
- 5 店舗等への営業力(営業実績)
- 6 デジタルスタンプラーの設計能力や実績
- 7 業務に対する支援体制
- 8 その他、独自の提案、工夫などのアピールしたい事項

## 10 審査方法、審査項目及び審査基準

提案採用者の選定にあたっては、1次審査(書類審査)及び2次審査(プレゼンテーション)の2段階で実施します。

### (1)1次審査(書類審査)

#### ①審査方法

参加者が5者以内の場合、参加資格要件を満たしているかのみ審査します。参加者が6者以上の場合、審査項目及び審査基準を評価し、1次審査で5者以内に絞ります。

#### ②審査項目及び審査基準

別表1のとおり

#### ③選定結果の通知

1次審査の結果は、参加者に令和8年3月5日(木)(予定)に郵送及びメールで通知します。1

次審査通過者に対しては2次審査の日程を通知します。なお、審査の過程は公表しません。

## (2)2次審査(プレゼンテーション)

### ①審査方法

企画提案書を基にプレゼンテーション(発表:15分、質疑応答:15分)をしていただき、評価点の最も高い者を提案採用者として決定します。なお、評価点が満点の60%を超えないときは提案採用者としないものとします。出席者は3名以内(業務の責任者となる予定の者1名含む)としてください。

### ②審査項目及び審査基準

別表2のとおり

### ③選定結果の通知

提案採用者を選定し、その選定結果について、令和8年3月26日(木)(予定)にプレゼンテーション参加事業者に郵送及びメールで通知します。審査の過程は公表しません。

### ④選定結果の公表

2次審査終了後に、審査項目、審査基準、審査結果(順位、評価点等)及び評価点の内訳を区ホームページで公表します。また、提案採用者については、事業者名及び提案価格も公表します。

## 11 留意事項

### (1)失格要件

以下の①から④のいずれかの条件に該当する事業者は参加資格を失います。

- ①審査の公平な執行を妨げる行為を行った者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を害す、もしくは、不正な利益を得るために連合した者
- ②書類の一部又は全部が項目8(3)の提出期限を過ぎて提出された場合
- ③1次審査通過者が2次審査に欠席した場合
- ④契約締結までに項目6の参加資格要件を満たさなくなった場合

### (2)著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うものとします。

## 12 質問及び回答

募集要項に対して質問がある場合には、次の方法により行ってください。参加資格のある事業者からの質問には以下のとおり回答します。本業務の応募に必要と判断される質問のみ受け付けます。

### (1)受付方法

様式6「質問書」に記入し、以下のメールアドレスに送付してください。

- ・電子メールアドレス:s-recycle@city.itabashi.tokyo.jp
- ・電子メールの件名:生ごみ減量プログラム業務委託に関する質問(事業者名)

## (2)受付期間

令和8年2月9日(月)から令和8年2月12日(木)16時まで

## (3)回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月16日(月)に区ホームページで公開するほか、参加者へ共有することを予定しています。

## (4)その他

・審査に関する質問には回答しません。

・質問表の内容に疑義が生じた場合、担当者から質問者へ電話で問い合わせをすることがありますので、迅速に対応してください。

## 13 契約方法

(1)選定された提案採用者は、提出された企画提案書、見積書を踏まえ、区と協議を行い、協議が整った場合に、区と委託契約を締結することとします。

(2)協議によって、提出された企画提案書等の内容と仕様書が異なる場合があります。

(3)別紙仕様書案及び企画提案書に記載された事項が履行できなかった場合には、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行う場合があります。

(4)提案採用者が辞退、または特別な理由(提出書類または提案内容に虚偽があることが判明した場合など)により契約締結できない場合は、提案採用次点者と契約交渉をします。

## 14 提案書などの情報公開について

プロポーザル方式への参加申込手続き以降に、区に提出された書類については、東京都板橋区情報公開条例に基づき公文書公開請求(情報公開)の対象となります。条例第6条第1項各号に該当する事項以外は、原則公開となることから、あらかじめ了承のうえ提出してください。なお、区から要請がある場合には、事業者は提案書の補足説明書等の作成をすみやかに(概ね2週間以内)行ってください。補足説明書は公文書公開請求(情報公開)により開示した提案書の内容を補足する必要があった場合に作成するもので、どのような提案がなされているか想起できる具体的な内容のものとします。

## 15 その他

(1)本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2)本件に関する所有権・著作権等の一切の権利は、区に帰属するものとします。

(3)本提案により知り得た情報を第三者に漏らすことを禁じます。

(4)本調達で作成された成果物に対する知的所有権に関わる事項については、区及び受託者との間で別途協議とします。

(5)メールの通信事故等について、区は一切の責任を負わないものとします。

(6)委託内容に個人情報を取扱う業務が含まれる場合は、個人情報の保護に関する法律及び東京都板橋区個人情報保護法施行条例の規定に基づく個人情報保護措置を遵守する必要があ

ります。

## 16 予算措置

本プロポーザル方式案件は、令和8年度予算の成立(板橋区議会で3月下旬議決予定)を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合には、契約締結を行わないことがあります。また、提案採用者決定後の見積金額に対し予算額に不足がある場合は、金額、仕様その他の契約内容について改めて協議をさせていただきます。

## 17 提出先・問い合わせ窓口

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目 66 番1号

板橋区資源環境部資源循環推進課資源循環協働係(区役所北館 7階 11番窓口)

担当:武藤

電話 03-3579-2258 E-mail s-recycle@city.itabashi.tokyo.jp